

山口県警察教養実施規則

昭和49年4月1日
公安委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、警察教養規則(平成12年国家公安委員会規則第3号)第6条第2項の規定に基づき、山口県警察職員(以下「警察職員」という。)に対する警察教養に関し必要な事項を定めるものとする。

(教養実施の細部事項)

第2条 警察職員に対する警察教養の実施に係る細部事項は、警察本部長が定める。